

お知らせ なんたん



第70号(2の1) 平成20年12月12日発行

今回のお知らせ内容

— 2の1枚目(緑色) —

- 【表】 ・年末年始にかかる閉庁・運休・休業のお知らせ
 ・年末年始のごみ収集・し尿汲み取りなどのお知らせ
 ・すこやか子育て医療費助成制度変更のお知らせ
 ・福祉医療費助成制度変更のお知らせ
- 【裏】 ・平成20年工業統計調査の実施に係るご協力のお願い
 ・中小企業者等退職金共済事業の補助について
 ・『振り込め詐欺』にご注意ください!
 ・制度融資の利子補給について
 ・中小・小規模企業を全力をあげて応援します!(中小企業庁)
 ・なんたんテレビ番組表(12月16日~29日)

— 2の2枚目(オレンジ色) —

- 【表】 ・農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の提出について
 ・1月の母子保健事業日程表
 ・南丹市ファミリー・サポート事業の会員を募集しています
 ・市税などの納付は納期限内に!
 ・「定額給付金」の給付を装った振り込め詐欺などに注意!
- 【裏】 ・「きこえと補聴器の相談会」のご案内
 ・認知症予防教室インストラクター養成講座を開催します
 ・南丹市商工会八木支部からのお知らせ
 ・第7回「まちや工芸市」開催のご案内
 ・医療従事者の届け出について
 ・調理師業務従事者届について
 ・「南丹・京丹波の林業」掲載内容のお詫びと訂正
 ・京都府立京都高等技術専門校 平成21年4月入校生募集

年末年始にかかる閉庁・運休・休業のお知らせ

- 市役所業務 ◇問合せ先 総務課 庶務係 TEL (0771) 68-0002
 12月27日(土)~1月4日(日)の間、市役所は閉庁します。閉庁期間中は、通常の休日と同様に日宿直での対応となりますのでご協力をお願いします。
- 市営バス ◇問合せ先 企画推進課 交通対策係 TEL (0771) 68-0003
 12月27日(土)~1月4日(日)の間、南丹市営バスを運休します。皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。
- 社会教育施設・社会体育施設 ◇問合せ先 社会教育課 TEL (0771) 68-0057

施設名	年末年始の休業日
園部公民館、八木公民館、日吉町生涯学習センター、美山文化ホール、中央図書館、八木図書室、日吉図書室、美山図書室、文化博物館	12月27日(土)~1月5日(月)
日吉町郷土資料館	12月27日(土)~1月8日(木)
各社会体育施設	12月27日(土)~1月4日(日) ただし、月曜休館の施設(園部町内、日吉町内の社会体育施設)は1月5日(月)まで休業します。 なお、園部海洋センターが管理する体育施設は12月21日(日)~1月9日(金)の間、夜間使用(午後5時以降)を休止します。
園部町内の各学校体育施設	12月27日(土)~1月5日(月) ただし、園部海洋センターが管理する学校体育施設は12月21日(日)~1月9日(金)の間、夜間使用(午後5時以降)を休止します。
園部町以外の各学校体育施設	12月25日(木)~1月7日(水)

- 国際交流会館 ◇問合せ先 南丹市国際交流会館 TEL (0771) 63-1777
 12月29日(月)~1月3日(土)の間、国際交流会館は閉館します。

年末年始のごみ収集・し尿汲み取りなどのお知らせ

<年末・年始の業務>

- し尿汲み取り 年末は12月26日(金)まで、年始は1月5日(月)から業務開始
 ※12月12日(金)までの受付分は、年内にくみ取りを行います。それ以降の受付分は、年内にくみ取りができない場合がありますのでご了承ください。
- ごみ収集 年末は12月26日(金)まで、年始は1月5日(月)から業務開始
 ※大量にごみを出される場合は早くから準備し、計画的に出してください。
 ※なお、年末・年始の可燃ごみ収集は下記のとおりです
 ・12月25日(木)、1月5日(月)・・・八木町の全域
 ・12月26日(金)、1月6日(火)・・・園部町、日吉町、美山町の全地域
- 年末ごみの持ち込み 12月27日(土)~30日(火)の午前9時~午後4時(ただし、正午~午後1時は除く)
- 火葬業務 1月1日(木)、2日(金)のみ休業

◇問合せ先 船井郡衛生管理組合 TEL (0771) 42-3425
 環境課 環境企画係 TEL (0771) 68-0015

すこやか子育て医療費助成制度変更のお知らせ

すこやか子育て医療費助成制度を、平成21年4月診療分から下記のとおり変更しますのでお知らせします。

	現在	変更後
対象者	小学校入学から高等学校など修了するまでの方	小学校入学から18歳到達後最初の3月31日までの方または高校生の場合は19歳到達後最初の3月31日までの方
居住要件	児童の保護者が一年以上南丹市内に居住していること	児童の保護者が南丹市内に居住していること
支給額	1カ月1医療機関につき自己負担分から200円を控除した額	1カ月1医療機関につき自己負担分から800円を控除した額

※平成21年3月31日までの診療分については、従来どおりの一部負担金を控除します。(1カ月1医療機関につき自己負担分から200円の控除)

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL (0771) 68-0011 FAX (0771) 63-0653

福祉医療費助成制度変更のお知らせ

福祉医療費助成事業(南丹市独自の障害者医療制度分)の内容を平成21年8月診療分から下記のとおり変更しますのでお知らせします。

	現在	変更後
対象者	①身体障害者手帳3級および4級 ②療育手帳B判定 ③保健福祉手帳1級、2級および3級 上記①~③のいずれかの手帳所持者であって0歳~74歳の方。ただし、65歳以上75歳未満の後期高齢の被保険者は除く	変更なし
所得限度額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する額	変更なし
自己負担金	入院および通院ともに負担なし	通院1日1医療機関につき300円。ただし、院外処方、入院の場合の自己負担なし

※平成21年7月31日までの診療分については、従来どおり通院についても自己負担金はありません。

※現在お持ちの受給者証の次回更新時(平成21年8月1日)から受給者証が変わります。

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL (0771) 68-0011 FAX (0771) 63-0653

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。